

可児市子ども・子育て支援事業計画（第2期・案）の概要

令和2年1月17日

可児市こども健康部

1. 可児市子ども・子育て支援事業計画について

「可児市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村計画として、市として取り組む子育て支援政策の理念や施策の体系等を明確にし、市政の重点方針「子育て世代の安心づくり」の実現に向け、市全体で取り組む子育て支援の方向性を定めるものです。

今回策定する第2期計画は、第1期計画（平成27～31年度、平成29年度一部見直し）の内容を基本としつつ、つなぐ支援や市民との連携など、第1期計画期間中に強化・充実させた取り組みや、新たに実施している取り組み等を位置付けるものとします。

2. 計画（案）の概要

(1) 計画期間

令和2～6年度（5年間）

(2) 主な記載事項

第1章 計画の概要

- ・計画策定の背景や趣旨、計画の法的位置づけや期間、国の指針に基づく計画の構成について記載しています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- ・本市の子ども・子育てに関わる数値データを概観するとともに、本計画策定に先立ち実施したニーズ調査（市民アンケート調査）の結果を分析し、子育て支援に関する現状と課題を整理しています。
- ・ニーズ調査は、平成31年1～2月に、無作為抽出による子育て中の市民2,000人を対象とした記述アンケートにより実施し、46.2%に当たる924人から回答を得ました。

第3章 計画の基本理念と視点

- ・第1期計画の理念「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」を継承し、「“可” 能性あふれる “児”（こ）どもがそだつまち 可児」の実現を念頭に、計画を推進することとしています。

第4章 施策の展開

- ・市全体で取り組む子育て支援の取り組みを「つなぐ」（公助）、「まなぶ」（自助）、「かかわる」（共助）の視点に沿って大きく5つの施策に分類し、「可児市子育て支援5つの重点課題とプラス1」としてまとめました。
- ・施策分類ごとに、個別の取り組み内容と関連する予算事業及び主な担当課を、小分類に整理し体系的に記載しています。

第5章 量の見込みと確保の内容

- ・子ども・子育て支援新制度に該当する15事業について、計画期間中のニーズの見通し（量の見込み）とそれに対応する方針（確保の内容）、実施時期、提供区域の考え方等を記載しています。

子ども・子育て支援新制度該当事業

- ・教育・保育事業
 - ①教育事業（幼稚園）
 - ②保育事業（3～5歳児）
 - ③保育事業（0～2歳児）
- ・地域子ども・子育て支援事業
 - ④時間外保育事業
 - ⑤放課後児童健全育成事業
 - ⑥子育て短期支援事業
 - ⑦地域子育て支援拠点事業
 - ⑧一時預かり事業
 - ⑨病児・病後児保育事業
 - ⑩実費徴収に係る補足給付事業
 - ⑪ファミリー・サポート・センター事業
 - ⑫妊婦健診事業
 - ⑬乳幼児全戸訪問事業
 - ⑭養育支援訪問事業
 - ⑮利用者支援事業

第6章 計画の推進

- ・本計画の実効性を確保するため、家庭・地域・民間事業者・行政の役割や連携の手法について示すとともに、PDCAサイクルによる進捗管理方法について記載しています。

3. その他

- ・子ども・子育て支援新制度の該当15事業の実施経費は国の支援対象となります。
- ・上記のほか、一部の事業については本計画に位置付けることで、国から施設整備費等の支援を受けることが可能となります。
- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を兼ねた内容としています。
- ・本計画は、国の指針に基づき、地域福祉計画、教育振興基本計画、健康づくり計画等の本市関連計画との整合を図ったものとしています。